

## 書評

## 吉見義明著『日本軍慰安婦』

長谷 亮介（麗澤大学国際問題研究センター客員准教授）

## 1、はじめに

吉見義明（Fight for Justice共同代表、中央大学名誉教授）氏が1995年に岩波書店から『従軍慰安婦』を発行して30年後の2025年に『日本軍慰安婦』を出版した。吉見氏は旧版である『従軍慰安婦』出版後に明らかになった証言や資料や研究が多いので、その成果に学びながら慰安婦問題について新しく書き下ろしたと説明している。新版である『日本軍慰安婦』は旧版よりも37頁増加し、章が二つ追加された。

しかし、新しい研究成果に学びながら慰安婦問題を論じたいという割には、吉見氏とは反対の意見を述べている秦郁彦氏や西岡力氏などの日本の研究や、李栄薫氏などの『反日種族主義』の研究成果を一切取り挙げていない。

## 2、『日本軍慰安婦』は最新の研究を反映しているか？

吉見義明氏は1990年代から、朝鮮をはじめとしたアジアの女性たちは不法な手段で日本軍の慰安婦にされ、性奴隷のような生活を強いられたと主張している。学問において、相対する学説が出現することは当然のことであるし、学術性を確保するためには、反対意見の主張を取り入れ、分析し、自己の研究に反映させねばならない。『従軍慰安婦』（1995年）発行後に、吉見氏とは反対の主張を述べた代表的な研究成果は、以下の通りである。

- 秦郁彦『慰安婦と戦場の性』（新潮選書、1999年）
- 西岡力『よくわかる慰安婦問題』（草思社、2007年 増補新版2012年）
- 李栄薫編『反日種族主義』（日本語版：文藝春秋、2019年）
- 李栄薫編『反日種族主義との闘争』（日本語版：文藝春秋、2020年）
- マーク・ラムザイヤー「太平洋戦争における性契約」（2021年）
- 朱益鍾『反日種族主義「慰安婦問題」最終結論』（日本語版：文藝春秋、2024年）

筆者が確認したところ、『日本軍慰安婦』では、吉見氏は秦氏の書籍への反論を一部展開している一方で、既に秦氏から反論を受けている事柄に対しても、1995年時点の主張をそのまま紹介している。さらに、西岡氏や李栄薫氏らの研究に対しては、何ら反論をしていない。これでは、吉見氏が主張した、新しい研究成果に学んだ最新の研究書とは言えない。むしろ、新版であるはずの『日本軍慰安婦』の中で吉見氏が主張する慰安婦の強制連行や性奴隷の論拠の大部分が、既に反論されていることが判明した。筆者が発見

した範囲で、表1を作成した。

2025年の『日本軍慰安婦』で、表のAからKの事柄を最新の強制連行・性奴隷説の論拠であるかのように吉見氏は論じているが、全て日韓の研究者たちによって学術的に反論されていたのである。では、吉見氏の主張は1995年の旧版から変化がないのか。

吉見氏は詳細な説明をしていないが、「慰安婦問題の本質」四項目に変化が見られた。これは、1995年の書籍で吉見氏が提唱したものであり、次のように説明した。①女性に対する重大な人権侵害(軍隊が女性を継続的に拘束して暴力を振るった)、②人種・民族差別(日本人以外のアジア人女性の多くが未成年であった)、③経済的階層差別(日本軍は女性たちの貧困につけ込んで「性的慰安」を強制した)、④国際法違反且つ戦争犯罪(未成年者の連行、債務奴隷状態、詐欺も含めた強制連行、慰安所での強制的使役)である。2025年の書籍では、④が「植民地責任の問題(植民地獲得戦争での日本の苛烈さ)」に変

表1 『日本軍慰安婦』内で既に反論されている吉見氏の主張

分類	吉見『日本軍慰安婦』の主張	反論済みの論者
A	日本は21歳未満の女性を性売買に従事させない国際条約に加入していたが、朝鮮や台湾などではそれより若い女性も慰安婦にされた。	秦郁彦 西岡力 朱益鍾
B	朝鮮では業者が親と娘に性接待の仕事を伝えず、娘は騙されて連れていかれており、これは人身売買や誘拐に該当する。	秦郁彦、西岡力、 李米薫、ラムザイヤー、 朱益鍾
C	慰安所における業者の立場は弱く、軍が実質的な支配をしていた。その結果、慰安婦は自由を剥奪され、軍人からの暴力にさらされていた。	李米薫 朱益鍾
D	朝鮮人慰安婦の多くが性病になり、妊娠におびえていた。	李米薫 朱益鍾
E	慰安婦の賃金はインフレーションの影響で非常に低かった。	西岡力、李米薫、 ラムザイヤー、朱益鍾
F	朝鮮人慰安婦の大部分は性売買の経験がなかった。	李米薫 朱益鍾
G	関東軍特別演習の際、朝鮮人を大量に慰安婦にさせた。	西岡力、朱益鍾
H	日本人慰安婦よりも朝鮮人や中国人慰安婦の方が多かった。(秦郁彦への反論)	李米薫 朱益鍾
I	女性たちに課された定期的な性病検査も重大な自由剥奪に該当する。	ラムザイヤー
J	華北などの日本の占領地域では軍が積極的に慰安婦を集めた。	朱益鍾
K	日本の家父長制は女性の権利を剥奪し、女性が性的享樂の道具になることを肯定した。	李米薫

わっている。

この点を鑑みると、吉見氏は日本が国際法に違反したという主張は説得力がないと判断したとも言える。吉見氏は1995年から、日本は「白人奴隷の取引禁止に関する国際条約」（1910年）と「女性・児童の取引禁止に関する国際条約」（1921年）に違反して慰安婦を集めたと説明していた。これらの条約は性売買を目的とした未成年女性の勧誘・誘拐は勿論、本人の同意があっても罰せられるという内容であった。ここで指摘している未成年は21歳未満であり、慰安婦の多くはこの年齢よりも低かったので、日本は国際条約違反を行っていたと吉見氏は言うのである。

しかし、秦氏は1999年の書籍で、これらの条約を「ザル法」だったと指摘した。理由は、当時の植民地には年齢制限の適用を除外することができたからである。実際、日本も朝鮮や台湾などを適用除外することを当時から宣言しており、イギリスやオランダ、イタリアなども14歳から20歳の未成年者を娼婦にしていた。もし、吉見氏が日本を条約違反と批判するならば、他の諸外国も全て同罪とみなさねばならない。

25年以上秦氏や西岡氏への反論を考えていたが思いつかず、2025年の書籍で慰安婦問題の本質の4番目を「国際法違反且つ戦争犯罪」から「植民地責任の問題」に変更したのではないか。

### 3、不都合な事実を隠蔽

『日本軍慰安婦』の特徴として、元慰安婦の証言を多用していることが挙げられる。証言を引用することは良いのだが、検証をせずにそのまま紹介していることは問題である。例えば、吉見氏は李容洙氏の証言を紹介しているのだが、彼女の証言は年を経るにつれ、大きく変化した。旧版である『従軍慰安婦』出版時、李氏は、見知らぬ男から提示された赤いワンピースと革靴に心を奪われて男について行ったと話していたが、後に「寝ている時に日本軍兵士に無理やり連れて行かれた」と変化した。記憶違いと片付けるには、あまりにも内容が変わりすぎている。この点は韓国でも問題視され、証言の信憑性に疑いを持つ韓国人も増えている。

本来であれば、新版の『日本軍慰安婦』で上記の点を説明すべきであるが、吉見氏は「彼女の回想は時期により変化していくが、最初の回想が真実を語っていると思われる」として、ワンピースの証言だけを紹介した。これでは、事情を知らない読者が『日本軍慰安婦』を読んでも、李氏の証言がどのように変化したのか分からない。証言を紹介するならば、全ての事柄を説明した上で、読者に判断を委ねるべきである。

また、『日本軍慰安婦』ではインフレを根拠にした慰安婦低賃金説を紹介しているのだが、この説は15年以上前から破綻している。低賃金説を簡潔に説明すると、日本軍占領地の物価高騰により、慰安婦は実質的に低賃金労働を強いられていたというものである。吉見氏はビルマにいた文玉珠氏を例に挙げて、彼女は軍事郵便貯金をして日本敗戦時には2万5142円になっていたが、報酬として渡す軍票の価値は下落し、1945年3月にはほとんど無価値となった。このような状況で日本・朝鮮の円として引き出すことは不可能だったので、慰安婦は高収入だったという言説は事実ではない、と主張する。

しかし、李栄薫氏は、当時の日本は朝鮮や台湾、満州、東南アジアなどの通貨と円が

一対一で交換される為替制度を採用しており、これを終戦まで貫いたと指摘する。ラムザイヤー氏も、文氏の郵便貯金は円建てだったため軍票で貯金するわけではないので、金額を口座に入れたら東京でも京城でも同額で、その価値が下がるわけではないと主張している。西岡氏は、文氏は証言でラングーンでは外出してワニ革のカバン、高級レインコート、ダイヤモンドなどを買っていたと話していることを紹介しているので、この点を見ただけでも低賃金説は説得力がない。しかし、吉見氏はなぜか、この点を紹介しない。

## 4、吉見氏の飛躍した「奴隷制度」説

吉見氏は、1926年の奴隷制条約第1条が規定する奴隷制の定義に日本軍の慰安婦制度が当てはまると主張する。同条約は「奴隷制度とは、所有権に伴ういずれか若しくはすべての権限が行使される者の地位statusまたは状態conditionをいう」と説明しており、ここでいう地位とは法上の奴隷制、状態とは事実上の奴隷制を指すという。

阿部浩己氏の主張を引用して、ある制度が奴隷制に該当するかどうかは「加害行為実行者によって物(客体)のように支配され、自由・自律性を重大に損なわれる状態にあったかどうか」による、と吉見氏は説明する。

慰安婦となった女性たちは略取または誘拐または人身売買の被害者であり、慰安所で拘束されていた。具体的には、①居住の自由がなく、②外出の自由がなく、③性の相手となることを拒否する自由がなく、④廃業の自由がなく、⑤定期的な性病検査を強制されていた。女性たちは自由・自立性を重大に損なわれる状態にあったのであり、これは性奴隷制度というほかない、と吉見氏は強調する。

しかし、これも秦郁彦氏以降の研究成果を悉く無視している。そもそも、女性が軍の慰安婦となった大きな理由は家の貧困である。李米薫氏は、日本軍慰安婦制度は公娼制(商業的売春を認めて管理する制度)を土台にしていると分析した上で、貧困家庭の娘が娼妓(性売買を専業とする女性)として周旋業者に売られていったと説明する。業者が金額を提示し、娘の親が同意して借金としてその金額を受け取る。その際には業者と親との間で契約書が交わされ、戸籍謄本や印鑑証明書の発給が行われた後に、娘は借金返済のために働くことになる。このような娘の身売りは当時合法であった。日本軍慰安婦制度は民間の公娼制を軍事的に編成したものにすぎず、違法性はなかった。公娼制との違いは、軍慰安婦は戦場から近い慰安所で働いていたため危険が伴い、多くの軍人を相手にすることから重労働であった反面、高収入で短期間での退職が可能だったことである。

この点を実証的に解説した人物が朱益鍾氏であり、2024年の研究で酌婦稼業契約書の内容を記した『朝鮮日報』(1925年8月17日)の記事や申請書(臨時酌婦営業許可願)を写真付きで紹介し、女性が慰安所へ行くためには身分証明書その他、承諾書や調査書などが必要であったことを改めて立証した。承諾書には親権者と娘の署名・捺印が必要で、娘の写真二枚も求められた。調査書には慰安所で働く理由などを記載せねばならなかった。場合によっては、親が強引に契約を交わしたか、あるいは娘に仕事の内容を誤魔化して署名させたこともあったと予想される。親権者が娘の意思に反して慰安婦にしたことは、現代であれば処罰される犯罪であるが、当時は合法的な行為だったと朱氏も述べている。

朱氏は吉見氏へ問いかける。吉見氏は朝鮮での誘拐や人身売買の方法で女性を集めた

ことを警察は知っていながら渡航証明書を出したと批判しているが、本当に誘拐といった違法手段だったのなら、それらの書類をどうやって作ったのか。もし、業者が違法に女性を連れてきたならば、女性の承諾書や戸籍謄本を用意できるはずがない。一部には戸籍謄本などを偽造して女性を売ろうとした朝鮮人業者がいたようだが、そのような場合は逮捕されている。つまり、警察は法に則って渡航証明書を出しており、違法業者は逮捕していたのである。『日本軍慰安婦』では、上記の朱氏の質問に答えた箇所は確認できなかった。

吉見氏は慰安婦募集を人身売買（人を物品と同様に売買する）で違法だったと主張するが、秦氏から朱氏までの研究者は慰安婦の募集を「契約」とみなしている。業者が渡した借金の返済方法として娘が慰安婦となって働いたが、多くの女性は二年で借金を返済して退職し、自由になれた。慰安婦募集は労働契約であり、女性を物品と同様に売買し、女性の権利が終生抑圧されたとは言えず、法に違反していたという吉見氏の指摘は的外れであると指摘しているのだ。それに対する吉見氏の反論は見当たらない。

## 5、公娼制に対する視点

吉見氏は公娼制を奴隷制度と見なしており、同制度を活用して女性を管理していた当時の日本を批判する。しかし、李栄薫氏は日本敗戦後に韓国が私娼制に変更したことによって、女性たちが悲惨な状況になったことを紹介する。例えば、1959年時点の韓国内の慰安婦や密娼などの性病感染率は26%（日本軍慰安婦の感染率は5%）であった。他にも、1964年の群山市保健所に登録されたアメリカ軍慰安婦となった韓国女性132人のうち、流産を経験した者は89人であり、中絶頻度は平均3・5回であった。1967年の原州駅付近には韓国軍慰安婦271人、アメリカ軍慰安婦34人がいたが、慰安婦305人中、淋病と梅毒を患った者は185人。また、305人のうち254人が妊娠を経験し、例外なく人工中絶させられた。

このようなデータを見た李氏は、アメリカ軍・韓国軍慰安婦たちが性病感染と妊娠被害に無防備にさらされたのは、国家が女性たちと兵士たちとの性を管理しなかったことが原因であると指摘する。だからこそ李氏は、公娼制は奴隷制であり、同制度の廃止は歴史の進歩だという言説に懐疑的である。少なくとも韓国の場合では、公娼制の廃止は段階を踏むべきであった。視点を変えると、吉見氏たちが嫌悪する公娼制が日本軍慰安婦となった女性たちを護っていた、という側面があったのである。

## 6、結びに代えて

以上、吉見義明著『日本軍慰安婦』を読んだ筆者の感想としては、秦郁彦氏から朱益鍾氏までの研究を無視しているため、全体として、議論が噛み合っていない印象を受けた。新版として出すのであれば、これらの研究も取りあげ、反論となる新史料や新解釈を加えて論ずるべきであった。

特に、元慰安婦の証言を、2025年にもなって検証なしで紹介したことは悪手であったと思う。現在、元慰安婦の証言は全て検証され、日本軍による強制連行や性奴隷的生活

を受けたことを立証するような証言はなかったことは、日本だけではなく、韓国でも認識されている。このような事実を、研究者である吉見氏が知らないはずがない。おそらく、証言を検証しようとするれば、自身の学説が揺らぐから敢えて無視したと思われる。また、証言に関しては挺対協（現・正義連）や「ナヌムの家」などの元慰安婦支援団体から資料提供を受けているので、これらの支援団体に配慮して証言の検証を行わなかったことも考えられる。

しかし、研究者とは、いかなる団体との利害関係からも解放され、分析や検証を重ねて事実を積み上げていく人間である。心から慰安婦問題を解決したいと考えるのであれば、様々な立場の研究者たちが積み上げた研究実績を余すことなく取り入れ、史料批判を繰り返して歴史の真実に近づくしかない。

（岩波新書、2025年）